

参考資料 1

第1回「資料7」の修正追補

「国立公園」とは？

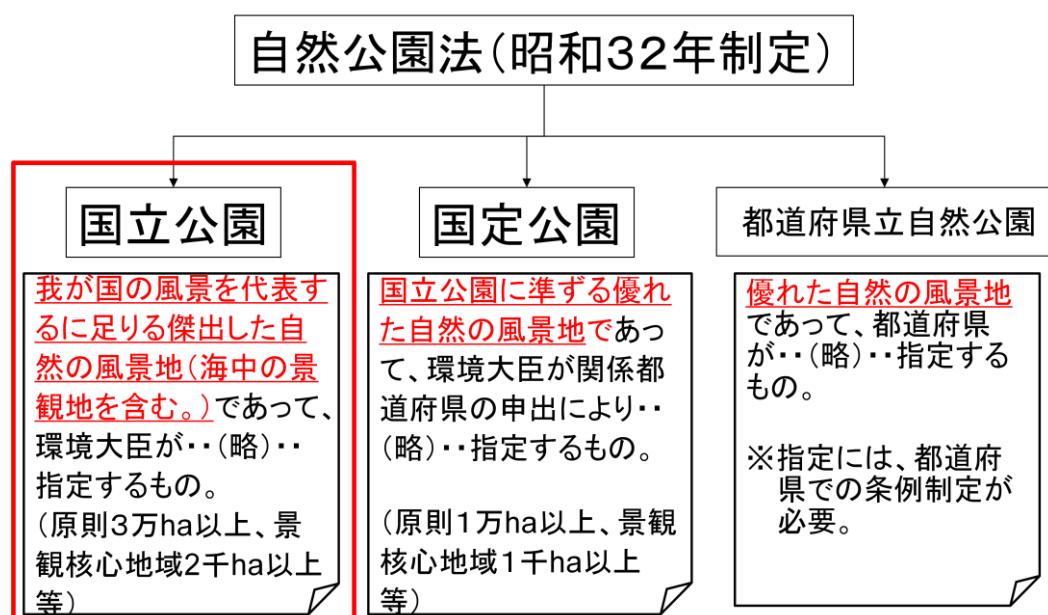
1. 自然公園法の目的

第一条（目的）

この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

EX. 保護と利用 「登山」も典型的な自然公園の利用にあたる。

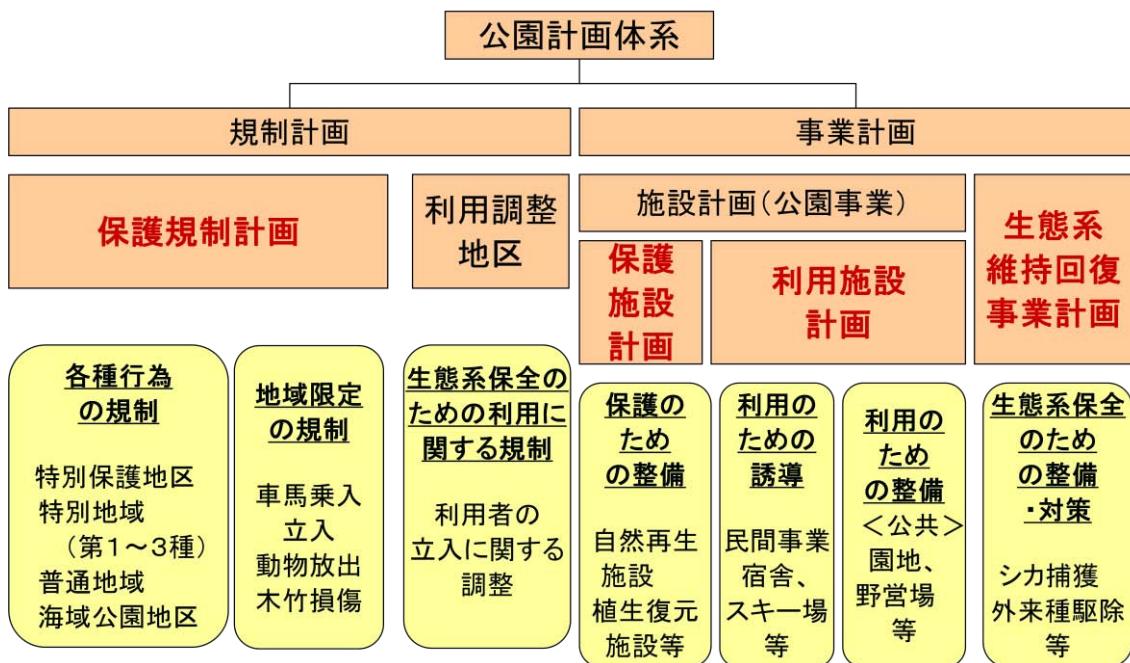
2. 自然公園の体系：3種類の自然公園



3. 公園計画

日本の自然公園は「地域制」=土地の所有の有無にかかわらず区域指定し、行為規制により保護を担保。

規制と事業実施は「公園計画」に規定される。



～利用調整地区制度～

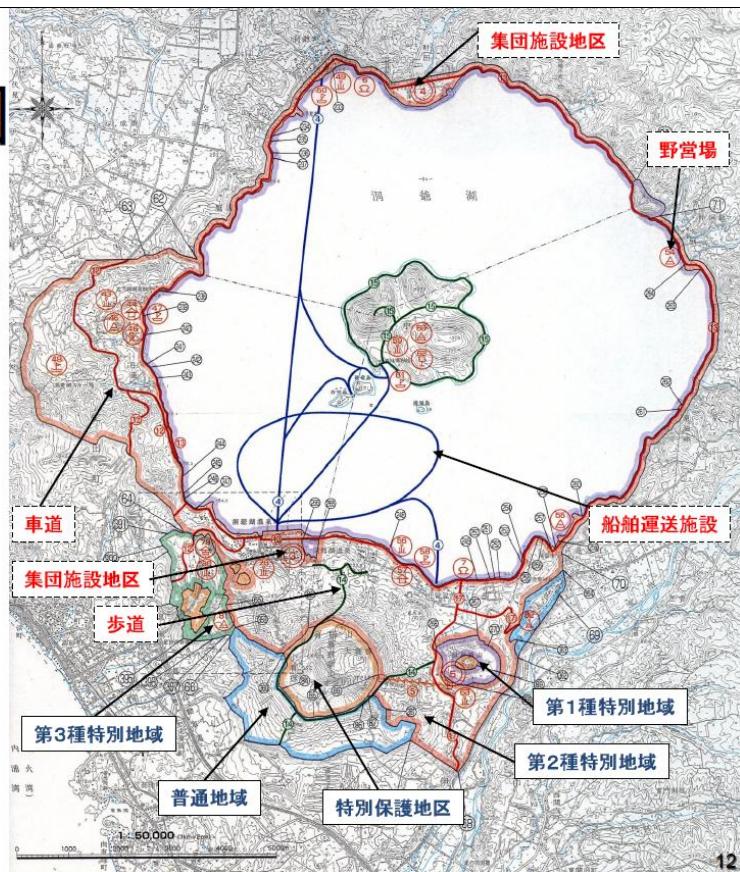
公園利用者の立入り人数・期間・方法等を調整することにより、地域の生態系の保全と持続可能な利用を推進

現在、西大台ヶ原地区（吉野熊野国立公園）のみ。知床五湖（知床国立公園）において指定について調整中である。

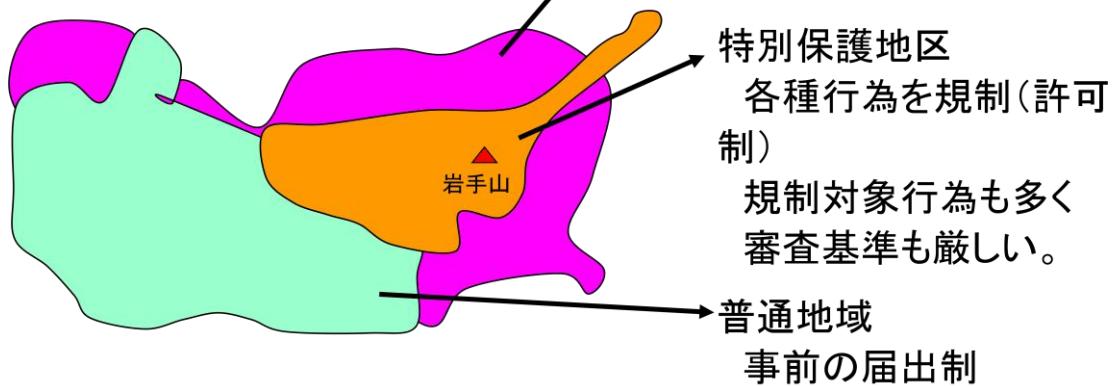
利用者が立ち入る場合の認定にかかる経費（実費程度）を徴収することはできるが、いわゆる入山料ではない（余分に徴収し管理に回すことはできない。）。

公園計画図

- 支笏洞爺国立公園
(洞爺湖地区の例)



12



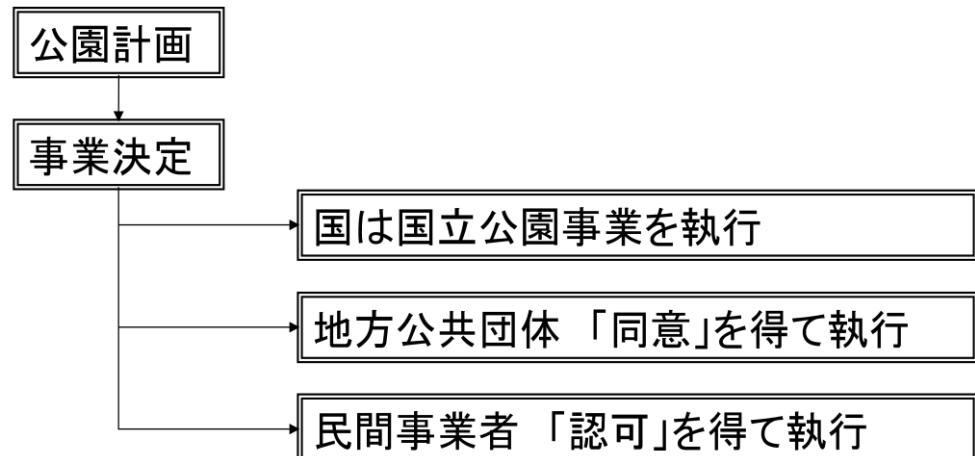
4. 公園事業

自然公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に基づき公園事業の執行として積極的に推進。

- ① 公園事業とは、公園計画に基づいて実施する保護、利用のための施設に関する事業。

〔利用施設〕 道路（車道・歩道）、園地、宿舎、避難小屋、野営場、駐車場、運輸施設、博物展示施設(ビジターセンター)等

〔保護施設〕 植生復元施設、砂防施設、自然再生施設等



- ② 国立公園の公園事業は国が執行する。

地方公共団体は環境大臣の同意を受けて、民間はその認可を受けて、国立公園に関する事業の一部を執行することができる。

→国(環境省)が執行する公園事業は「公共事業」

- ③ 国定公園の公園事業は都道府県が執行する。ただし、法律の定めるところにより国が行う事業を妨げない。都道府県以外の公共団体は都道府県知事の同意を受けて、民間はその認可を受けて、国定公園に関する事業の一部を執行することができる。

5. 施設整備（自然公園等事業）

環境省が執行する国立公園事業として、自然公園等事業予算（公共事業）を用いて、ビジターセンター、園地、野営場、登山道等の整備や自然再生事業等を実施。

国定公園においては、事業を執行する都道府県に対し、交付金がある。

主な整備対象メニュー

- 園地 ○野営場 ○登山道 ○駐車場 ○公衆便所 ○避難小屋
- 博物展示施設（ビジターセンター） ○保護施設 等

（×宿舎（山小屋含む）は対象外）



6. グリーンワーカー事業

地域の自然環境に詳しい地域住民等を雇用して、国立公園内の美化清掃、登山道補修、外来生物除去等国立公園の管理の質の向上を図るための事業。平成22年度予算2億7千万円。

グリーンワーカー事業活動事例

- 清掃活動、投棄物・海岸漂着ゴミ等の回収
- 外来種の除去・捕獲
- パトロールや制札による車馬の乗り入れ規制
- 登山道のきめ細かな維持管理
- 監視活動 等



山頂での埋設ゴミの回収

7. 自然公園における「山小屋」「登山道」の位置付け

(1) 「山小屋」は、公園事業のうち、宿舎事業として国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の認可を受けて、主に民間が実施（県営、市町村営もあり）。

※ 公共事業による整備は不可

無人・無料の「避難小屋」については、避難小屋事業として、公共事業としても整備。

(2) 山小屋が自然公園内で果たす機能としては、単に「宿舎事業」としての宿泊提供機能のみならず、以下のようなものがある。

<山小屋の機能> (○は有償。●は無償または実費で公共的な機能)

- 宿泊の提供
- 物資の供給（売店・食堂）
- 休憩所
 - 登山者に対する情報提供・安全指導
 - 給水
 - 公衆トイレの提供
 - 医療（診療所）
 - 救難対策（緊急避難所・救助）
 - 登山道等の維持管理・清掃
 - 自然保護の拠点としての機能 (←追加)

宿泊者以外の
登山者につい
ても対象

(3) 「登山道」は、道路（歩道）事業として、執行されている。

国立公園の場合、従来、多くを都道府県が執行してきた（大半が環境省補助事業）が、地方分権による役割分担見直し（いわゆる「三位一体の改革」）により、国立公園特別保護地区及び第1種特別地域を通過する道路（歩道）については、国（環境省）が執行することになり、個別調整のうえ順次国に移管されている。国定公園については、原則都道府県が執行している。

ただし、国立・国定公園ともに、自然発生的に作られた登山道などについては「未執行」のものが多く、その管理のあり方が課題となっている。

また、執行機関別に、いわゆる縦割り的に管理される状況も見られており、関係者が協力、連携、協働して、良好かつ効率的に管理していくことが必要である。

8. 自然公園の「登山利用」による各種の影響について

① 登山者のし尿による影響

・富栄養化 ・水質汚染 ・景観破壊

★トイレ整備、携帯トイレの普及により一定の成果。

★未だ未整備の地域も多い。携帯トイレの普及は進んでいない。

② 登山者の踏圧による登山道周辺の荒廃・浸食・植生破壊

(小屋外で用を足すためのトイレ道を含む。)

★公共事業等による歩道改修・植生復元がすすんでいる。

★管理者がいない未執行区間の整備、管理が課題。

管理者が明確な区間も、予算不足により管理がおろそかになるケースがある。逆に、一部施設には過剰整備の批判もある。

③ 登山者のゴミ投棄による影響

・景観破壊 ・餌付け (③)

★清掃活動、ゴミ持ち帰り運動により成果

④ 野生動物への影響（追い払い・餌付け等）

★餌付けについては、マナー向上により激減

⑤ 外来生物の持ち込み（主に非意図的な持ち込み）

★近年、取り組みが増えている。

⑥ 施設（山小屋等）による環境負荷

・温暖化ガス等

★：取り組み、成果

★：課題